

6 確認申請に必要な添付図書等

(1) 建築基準法施行規則に定める図書

① 第1条の3第1項（建築物の確認申請）

一 号	表1	原則として、すべての建築物について必要となる図書及び当該図書に明示すべき事項を 列挙 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図、2面以上の断面 図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図
	表2	適用される建築基準関係規定について、建築物省エネ法、消防法、都市計画法等の他法 令も含めて必要となる図書及び当該図書に明示すべき事項を列挙
	表3	構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書及び当該構造計算書に明示すべき事項を 列挙
	表4	構造計算等の認定に係る認定書の写し (構造方法等の認定を受けている場合は、認定ごとに、認定書の写しが必要。)
	表5	一定の場合に省略の対象となる計算書等
二 号	建築計画概要書	
三 号	委任状（代理者によって申請を行う場合に添付）	
四 号	構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写し (建築士が構造計算を行った場合であって、構造設計一級建築士が関与する必要がない 場合に添付)	
<p><上記図書のうち、札幌市に申請する場合に用いる様式が定められているもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委任状（本手引き「参考様式」） 【対象】代理者によって行う申請 ○ 工場・危険物調書（札幌市建築基準法施行細則第6条第1項）（本手引き「様式-1」） 【対象】工場の用途に供する建築物の計画 ○ 既存不適格調書（札幌市建築基準法施行細則第6条第2項）（本手引き「様式-2」） 【対象】法第86条の7の増築等又は法第87条第3項第3号の用途変更の計画 ○ 法第53条の2第3項の規定に関する建築物の敷地等に係る報告書（本手引き「様式-7」） 【対象】第一種低層住居専用地域における敷地面積の最低限度が定めた区域内の計画で、次の (1)~(3)のいずれかに該当する敷地に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成18年3月30日以前から建築物の敷地として使用している敷地で敷地面積が165 ㎡未満の敷地 (2) 平成18年3月30日以前から存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地とし て使用する敷地面積が165㎡未満の敷地 (3) 一定の公共事業の施行等による建築物の敷地面積の減少によりその面積が165㎡未 満となった敷地 ○ 建築基準関係規定チェックリスト（本手引き「様式-8」） ※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第14条に該当す る場合は、本手引き「様式-8 別紙」も添付 ○ 北海道版 壁量等の基準（令和7年施行）に対応した設計支援ツール 【対象】木造軸組工法で、仕様規定で構造安全性の確認を行う場合 北海道のホームページ（以下リンク）にて公開しております。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/207422.html 		

② 第1条の3第4項（建築物の計画に建築設備が含まれる場合の確認申請）

表1	建築設備の種類に応じて、各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
表2	構造方法等の認定に係る認定書の写し

③ 第3条第1項（工作物の確認申請）

表1	平面図、構造詳細図、構造計算書等の基本的な図書
表2	工作物の種類に応じて、各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
表3	構造方法等の認定に係る認定書の写し

- ※ 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1、表2、同条第4項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示して添付する場合は、各項に掲げる図書に明示する必要はなく、また、明示すべき事項のすべてを他の図書に明示して添付をすれば、当該各項に掲げる図書の添付が不要となる。（規則第1条の3第6項）
- ※ 「構造方法等の認定に係る認定書の写し」は、建築主事等において既に認定書等を有している場合や、認定の内容を収録した図書（出版物、ホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、申請者からの個別の認定書の写しの提出は不要となる。したがって、大臣認定データベースに登録され、閲覧可能なものについては提出不要である。
- ※ 建築物省エネ法第10条第1項の規定の対象となる建築物において、確認済証の交付を受けるにあたっては、原則として建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、省エネ適判という）を受けて、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書、建築物エネルギー性能確保計画書の副本（又はこれらの写し）を建築主事等に提出する必要がある。
ただし、建築物省エネ法第11条第1項ただし書きにより省エネ適判を省略する場合、又は、建築物省エネ法第30条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第8項により適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合においては、省エネ基準適合の判定方法により以下の表に掲げるいずれかの図書を建築主事等に提出する必要がある。

判定方法	提出図書
仕様基準又は誘導仕様基準	仕様基準又は誘導仕様基準等への適合が確認できる設計図書等
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
長期優良住宅建築等計画等の認定	長期優良住宅認定通知書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
長期使用構造等である旨の確認	長期使用構造等である旨の確認書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(又はその写し)
低炭素建築物新築等計画の認定	低炭素建築物新築等計画認定通知書(又はその写し)

宣言書とは、次の事項を明記した書面のことである。様式は任意。

- ・書面作成日
- ・書面提出先（確認申請書を提出した建築主事等）
- ・書面作成者（建築主又は設計者の氏名及び住所）
- ・評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前までに提出する旨、
及び提出できない又は困難と見込まれる場合は省エネ適判を受ける旨の宣言

(2) 建築基準法施行規則第1条の3及び第3条に定める以外の図書

必要な添付図書	対象建築物・内容・その他		確認申請書	
			正本	副本
①地区計画等の区域内における行為の届出書 (届出先(1-11P)による届出確認印が押印されたもの)	地区計画(緩和型含む)に定める地区整備計画区域又は再開発等促進区内の建築物		-	原本1
②土地区画整理法に基づく許可申請書 (本手引き「様式-3」)	区画整理事業区域内の建築物 (土地区画整理法第76条の行為許可の申請)	市施行の場合	原本1	写1
		組合等施行の場合	原本1	写2
③急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可書	急傾斜地崩壊危険区域内の建築物		写1	写1
④地番図	正確な地名・地番が記載された図面(地番図は市税事務所・市政刊行物コーナー(市本庁舎2階)又は所轄法務局で閲覧可)		写1	写1
⑤地積測量図又は求積図	申請敷地の面積が明確な図書		写1	写1
⑥各区役所市民部の副申書	地区住民の集会施設である町内会館		写1	原本1
⑦既存建築物の確認済証・検査済証	増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合		写1	写1
⑧既存不適格調書 (現況の調査書) (本手引き「様式-2」)	増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の際、既存不適格部分がない場合についても、現況の調査書として添付を求めるもの		原本1	写1

※上記のほか、本手引きに掲載している事前協議や許可等について、必要に応じて添付図書を求めることがあります。

※高さ10mを超える建築物を計画する場合は、建築物によるテレビ受信障害調査を行ってください。

(3) その他

道路関係資料(道路台帳等)の添付

建築確認業務の円滑化を図るため、建築基準法の道路について調査した資料(道路台帳、公共施設台帳等)の添付をお願いしています。

(4) 図書の作成方法及び注意事項

	作成方法・注意事項	関係法令
a	申請に必要な書類・図書のみを添付し、審査に不必要な図面等は添付しないこと（1-24P～1-26P参照）	規則第1条の3第1項 表1、表2、表3、表4、表5
b	面積等の記載方法は次のとおりとする。 ・敷地面積は、小数点以下第3位切り捨て ・床面積及び建築面積は、小数点以下第3位四捨五入 ・容積率及び建蔽率は、小数点以下第3位四捨五入	
c	申請書の正本と副本の記載事項が相互に整合しているか。	規則第1条の3第1項第1号、平19国交告第835号
d	建築計画が、建築士法に定められた資格に応じた設計者及び工事監理者になっているか。	法第6条第3項 平19国交告第835号
e	設計図書には、設計者の記名があるか。	規則第1条の3 第1項第1号、平19国交告第835号
f	建築士法第20条の2又は第20条の3により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については、構造設計図書又は設備設計図書のそれぞれに、次の事項を記載すること (1)構造/設備設計一級建築士が自ら設計した場合 記名及び構造/設備設計一級建築士である旨の表示 (2)構造/設備設計一級建築士が法適合を確認した場合 構造/設備関係規定への適合を確認した旨、記名及び構造/設備設計一級建築士である旨の表示	
g	構造計算書に、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」、「使用プログラムの概要」が記載されているか。	規則第1条の3第1項表3内の留意事項「その他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること」による
h	図書の作成にあたっては、鉛筆及び修正液の使用は認めない。（完了検査でトラブルが起きないように十分注意すること。）	

(5) 確認の特例にあたっての添付図書

法第6条第1項第3号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについては、規則第1条の3第5項第2号に規定する図書等を省略することができる。

区 分	特例の場合の添付図書	規則第1条の3第1項表1 (い) 項に掲げる図書のうち、特例により明示を要しない事項
建築士の設計による法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、防火・準防火地域以外の区域内の一戸建て住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 各階平面図 ・ 立面図※（2面以上） ・ 使用建築材料表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各階平面図のうち、筋かいの位置及び種類・通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
建築士の設計による法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、上記の一戸建て住宅以外の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 各階平面図 ・ 立面図※（2面以上） ・ 室内仕上げ表 ・ 使用建築材料表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各階平面図のうち、筋かいの位置及び種類・通し柱の位置

※ 立面図については、規則で添付の要件となっていないが、審査の参考図として斜線（道路斜線・北側斜線高度地区の制限等に適合を確認。）を明示したものを添付する。

また、確認の特例を受けた申請については、完了検査申請時には本手引き「様式-6」により、必要な写真を添付して提出すること。

(6) 確認申請書（添付図書を含む）の補正等

建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合は、申請図書等に軽微な不備がある又は申請図書等の記載事項に不明確な点があるとして、「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」に法定通知を行う。確認審査において建築主事等が補正又は追加説明書の提出を書面で求めることとされ、具体的には、申請図書等の不備の内容又は申請図書等の記載事項に不明確な内容を明らかにした書面を申請者等に交付（以下「補正等の書面の交付」という。）を行う。

また、3号建築物については、建築主事等は確認申請を受理した日から7日以内に審査を行われなければならないこととされており、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなるが、それ以外の場合はこれらの手続きによらず、法定通知を行う。

建築主事等が行う補正等の手続きの概要

書面等の種類	書面等の交付を行う場合	運用方法	根拠規定
補正等の書面の交付	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建築主事等が、相当の期限を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求める。 この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれる。 建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付するが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできる。 	平19国交告835号 第1第5項第3号及び第4号
法定通知	<ul style="list-style-type: none"> 申請図書等の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由(※)があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、本通知により審査終了となるが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができる。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれない。 	法第6条第7項等

※ 法定通知を行う場合の「正当な理由」には次のものが該当する。

- (7) 建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、構造計算適合性判定の対象であり適合判定通知書の提出がされない場合は最大70日）内に建築基準関係規定への適合を確認するために必要な図書等が揃わない場合
- (イ) 建築主事等が行った補正等の書面の内容について、定められた相当の期限までに申請者等が補正若しくは追加説明書の提出を行わない場合又は補正若しくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

(7) 補正の時期と方法

	内 容	関 係 法 令
a	<p>確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めない。</p> <p>（この場合、建築主事等が「申請者等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」又は建築基準関係規定に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」（法定通知）を行ってから、訂正又は追加説明書の提出を行うこと。）</p>	平19国交告第835号第1条第5項第4号
b	鉛筆及び修正液の使用は認めない。（完了検査でトラブルが起きないように十分注意すること。）	

(8) 建築計画概要書作成に当たっての留意事項

本留意事項は、札幌市内に建築する建築物の一般的な計画に関して、建築基準法施行規則別記第二号様式の(注意)等をふまえ、特に明示をお願いしたい事項について記載したものです。なお、計画内容や建築基準法の取扱いなどによってはこれによらない場合がありますので、ご注意ください。

【第一面～第三面共通事項】

- ・ 白黒印刷とし、カラー印刷はしないでください。
- ・ 概要書は片面印刷としてください。
- ・ 第二面8. 主要用途が長屋、共同住宅の場合は住戸数を併記してください。

【第三面 付近見取図】

- ・ 申請敷地の位置・形状が特定できる程度の縮尺とし、鮮明なものとしてください。
- ・ 申請敷地の位置・形状が正確に示されたものとしてください。
- ・ 以下の事項を明示してください。
 - 方位
 - 道路及び目標となる地物

【第三面 配置図】

- ・ 明示事項が読み取れる程度の縮尺とし、鮮明なものとしてください。
- ・ 文字・数字などは大きく(目安:最低6pt/1.2mm程度以上)明示してください。
- ・ 建築物内部の間取り等は個人情報・防犯等の観点から明示せず、屋根伏図としてください。
- ・ 用紙におさまらない場合は別紙として添付してください。その際、付近見取図が明示された用紙には「配置図(別紙による)」、別紙には「建築計画概要書(第三面)配置図別紙」と明示してください。また、別紙をA4判より大きくする場合、文字・数字などはA4判に縮小した際に判読できる大きさとしてください。
- ・ 以下の事項は記載しないでください。
 - 敷地の周囲との高低差に係るもの以外の隣地情報
- ・ 以下の事項を明示してください。
 - 方位(北側斜線制限等の検討が必要な場合は真北方向の角度も含む)、縮尺
 - 主要な出入口(車庫の出入口も含む)
 - 敷地境界線(道路境界線、隣地境界線)の種別とその長さ
 - 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
 - 敷地内における建築物(10㎡以下のものも含む)の位置(道路・隣地・隅切からの離れ寸法)

- 申請に係る建築物と他の建築物との別
- 路地状敷地の場合は路地状部分の最小幅員
- 敷地内及び敷地と周囲（道路・隣地）との高低差（道路中心高さを含む）※1
- 敷地と周囲（道路・隣地）に高低差がある場合の処理方法（法面処理、土留め等）※2
- 塀、土留め、擁壁などの構造、高さ及び新設・既設の別
- 避難規定（条例を含む）による敷地内通路の幅員
- 用途地域が二以上にわたる場合や都市計画道路の計画線がかかる場合は該当する線引
- 斜線制限の検討が必要な部位の高さ・境界線からの離れ（明らかに適合している場合を除く）※3
- 条例による冰雪落下防止措置 ※4
- 外壁の後退距離（緩和を適用する場合は後退距離に加え、外壁長さ、軒高、床面積等、緩和要件を満たす具体的な数値）
- 敷地内の雨水の処理方法
- EXP.J、棟番号

※1 主に敷地の角の内外及び建築物の角部分の現況地盤高と計画地盤高を明示してください。

※2 法面処理の場合は、新設・既設の別および法面の保護処理方法を明示してください。

※3 建築物に係る高さ規定に応じ、下屋ライン、屋根の軒の出、屋根勾配、太陽光パネル設置位置などを明示してください。

※4 「雪止め金具設置」、「落雪防止機能を備えた屋根材工法」など冰雪落下防止措置を講じている旨を明示してください。